指定管理者制度における
賃金スライド制度運用の手引き

令和８年２月

兵庫県財務部　県政改革課

目次

目的・趣旨 1

Ⅰ　賃金スライド制度の概要 2

１　制度の概要 2
２　対象施設 3
３　導入時期等 3
４　対象経費 3
５　賃金水準指標の変動率 3
６　賃金スライド額 4

Ⅱ　賃金スライド制度の運用 6

１　運用スケジュール 6
２　手続きの流れ 7
３　その他 9

Ⅲ　様式集 11

（別紙） 12
（様式１－１）※増額可能な場合 13
（様式１－２）※減額の場合 14
（様式１－３）※増減なしの場合 15
（様式２） 16

目的・趣旨

本県の指定管理者制度の運用では、指定管理業務従事者の賃金や業務内容といった労働条件は、指定管理者の責任と裁量の範囲にあるものとして、指定管理期間中に生じる賃金水準の変動のリスクについては、指定管理者が分担することを基本としている。

しかしながら、兵庫県の最低賃金が継続的に引き上げられるなど、近年の賃金水準の大幅な上昇は、指定管理者の経営リスクにつながり、指定管理業務の履行の質の低下や、民間事業者等の参入意欲の低下を招く恐れがあると考えられる。

こうした状況を踏まえ、指定管理者が適切な人員体制のもと、安定的かつ適正に業務の履行や施設の維持管理を継続することを目的として、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の見直しを行う仕組み（賃金スライド制度）を導入する。

【参考】

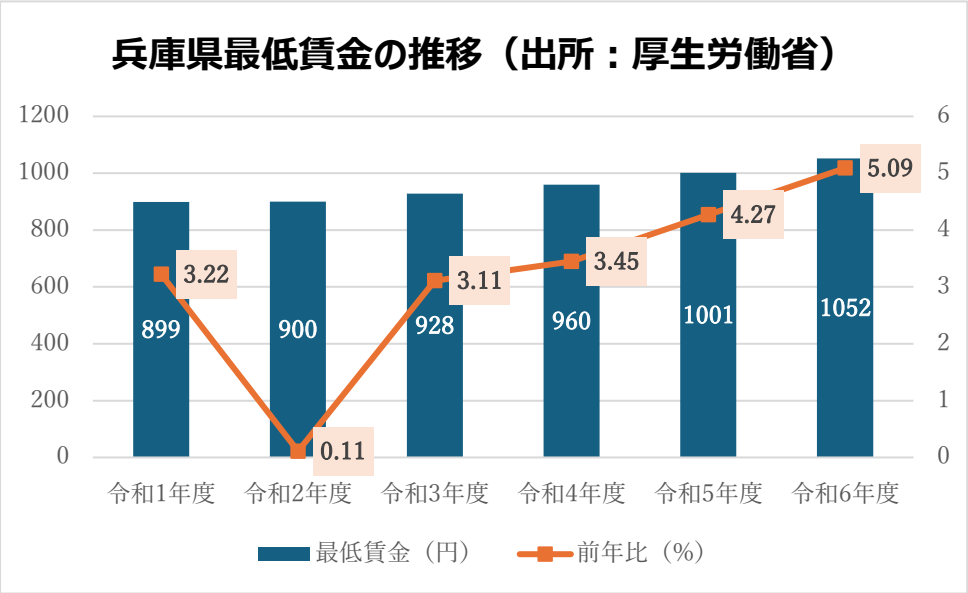

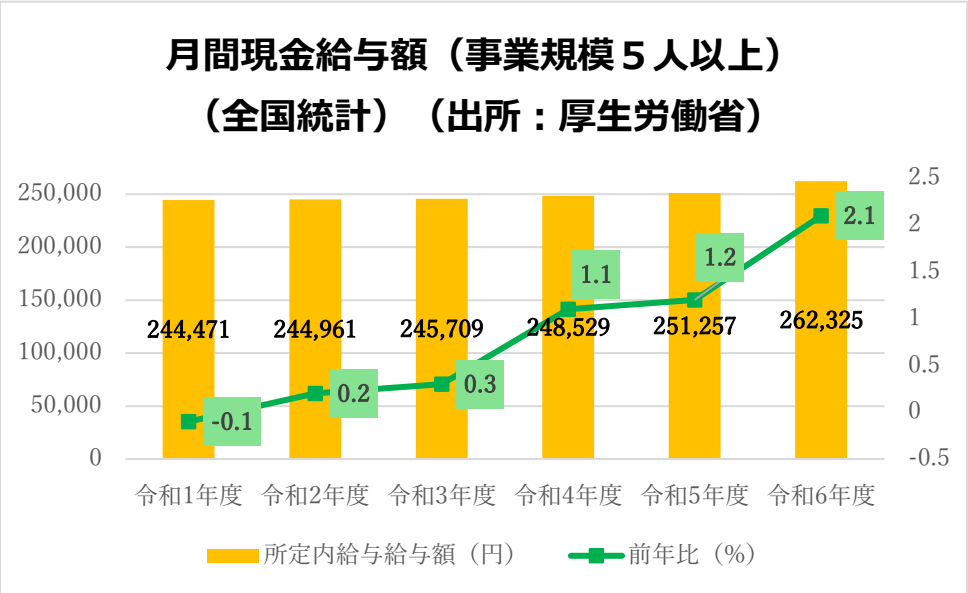

Ⅰ　賃金スライド制度の概要

1　制度の概要

・ 基準年（公募実施年度）の賃金水準に対する指定管理期間中の変動率を年次ごとに算出し、大幅な変動があった場合（※）に、年度ごとの見直し額（賃金スライド額）を算出
※賃金水準をはかる指標（以下、賃金水準指標という。）の変動率が、基準値と比較して±3.00%を超える場合（下記５参照）

・ 賃金スライド額は、対象経費（県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分：下記４参照）に賃金水準指標の変動率を乗じた額から、対象経費に±3.00%（上昇時は＋3.00%、下落時は−3.00%）を乗じた金額（以下、変動影響控除額という。）を差し引いて算出した金額

・ 賃金水準の上昇率が 3.00%を超えた場合は、賃金スライド額を上限に、県と指定管理者双方の協議により、翌年度（指定管理期間２年度目以降）の指定管理料（人件費相当分）を増額できる。

・ 賃金水準の下落率が 3.00%を超えた場合は、賃金スライド額を翌年度（指定管理期間２年度目以降）の指定管理料（人件費相当分）から減額する。

・ 変動率の算出および各年度指定管理料への賃金スライド額の反映は、指定管理期間中の年次ごとに１回実施する（指定管理料の増減は２年度目以降に発生する可能性）

【対応のイメージ】

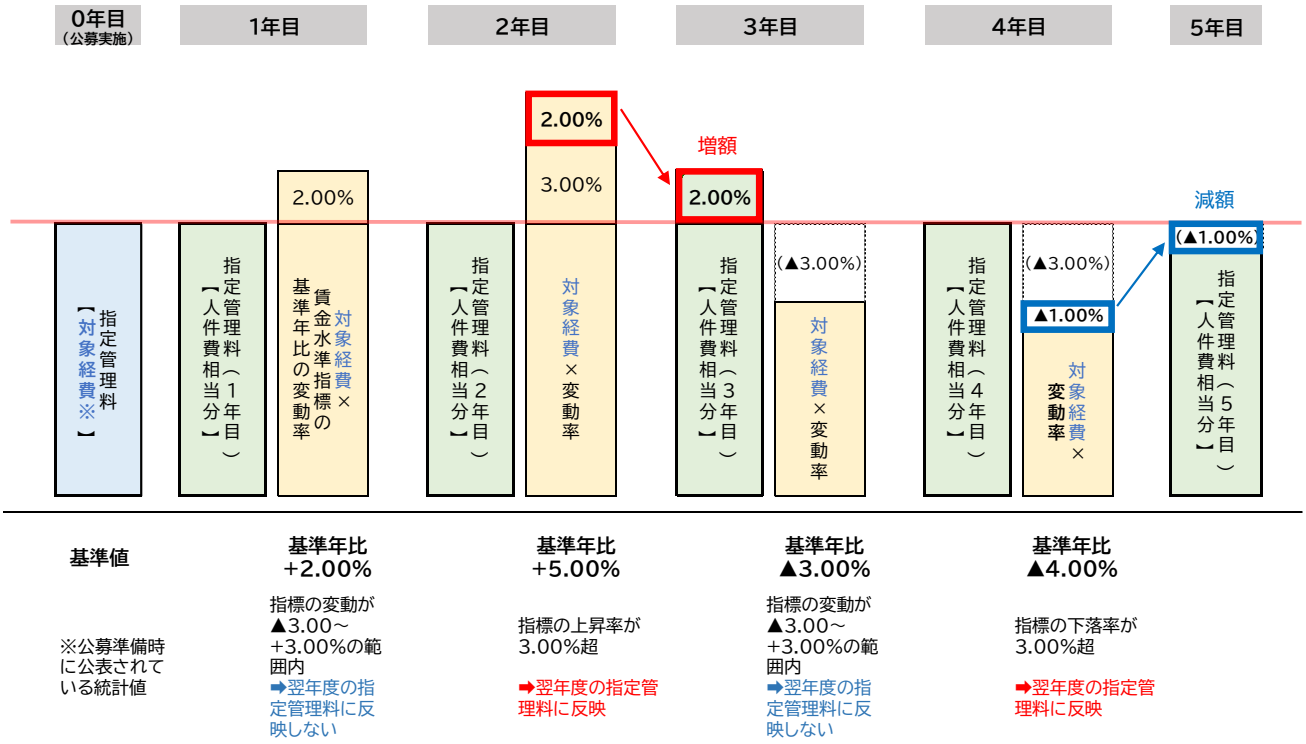

※対象経費…県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費

２　対象施設

・ 公募により指定管理者を選定している全施設

３　導入時期等

・ 令和８年４月１日以降に指定管理期間を開始する対象施設（更新を含む）から導入

４　対象経費

・ 県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分（指定管理者から直接雇用され、指定管理業務に従事する職員の人件費を想定）
※指定管理者からの再委託先の職員や、人材派遣契約により配置される職員、別途本社等に勤務する職員の人件費は対象に含めない

５　賃金水準指標の変動率

県が、公募時に定めた基準額において、雇用形態を区分して人件費を積算している場合は、下表①および②の区分別に、賃金指標水準の変動率を算出する。雇用形態を区分していない場合は、下表③の通り変動率を算出する。

なお、雇用形態を区分している場合に、±3.00%の変動率（変動影響控除分）を超える区分と超えない区分が生じたときは、超えた区分についてのみ、翌年度の指定管理料に反映させる対象とする。

県が公募時に定めた 人件費における雇用区分 （指定管理料基準額中）	賃金水準指標 （厚生労働省「毎月勤労統計調査（全国調査）」）
① 正規職員相当 （契約期間が指定期間と同等か、それ以上の長期間雇用されている者で、フルタイムで従事する者）	「第１表 月間現金給与額（事業所規模５人以上）」の「一般労働者」の「所定内給与（調査産業計）」 ・・・【a】
② 非正規職員相当 （パート、アルバイト等の正規職員相当以外の者）	「第１表 月間現金給与額（事業所規模５人以上）」の「パートタイム労働者」の「所定内給与（調査産業計）」 ・・・【b】
③ 雇用形態の区分がない場合 （上記を区分せずに総額で算出している場合）	「第１表 月間現金給与額（事業所規模５人以上）」の「就業形態計」の「所定内給与（調査産業計）」 ・・・【c】

※施設の性質や指定管理者の組織体制によって被雇用者の勤務形態は異なり、一律的な区分は困難であるため、上記の表の雇用形態例を参考に、実情等に応じて適切に判断するものとする。

［算出方法（上表①～③共通）］

・ 各年度の賃金水準指標の直近値（前年度５月から当該年度４月の１年間の合計）を、基準値（公募実施年の前年度５月から公募実施年度４月の１年間の合計※）と比較して変動率を算出

変動率（%）

$$= \frac{\left(\begin{array}{c}\text{前年度５月から当該年度４月までの}\\ \text{【}a\text{またはb またはc】の１年間の合計}\end{array}\right) - \left(\begin{array}{c}\text{基準年(公募実施年)の前年度５月から基準年度４月までの}\\ \text{【}a\text{またはb またはc】の１年間の合計}\end{array}\right)}{\begin{array}{c}\text{基準年(公募実施年)の前年度５月から基準年度４月までの}\\ \text{【}a\text{またはb またはc】の１年間の合計}\end{array}} \times 100$$

※変動率は、小数点第３位を四捨五入

６　賃金スライド額

・「対象経費（上記４参照）に賃金水準指標の変動率（上記５参照）を乗じた金額」から、「対象経費に±3.00%（上昇時は＋3.00%、下落時は−3.00%）を乗じた金額（変動影響控除額）」を差し引いて算出した額を「賃金スライド額」として算出。

（１）賃金水準指標の変動率（上昇率）が＋3.00%を超える場合

・賃金スライド額を上限に、県と指定管理者双方の協議により、翌年度（指定管理期間２年度目以降）の指定管理料を増額できる。

賃金スライド額 ＝ **増減額**（対象経費（初年度）× １＋変動率） － **変動影響控除額**（対象経費（初年度）× １＋**3.00%**）

（例）対象経費 10,000,000 円、変動率が+5.00%の場合

{10,000,000 円×（1＋5.00%）} − {10,000,000 円×（1＋3.00%）}

＝（10,000,000 円×1.05）−（10,000,000 円×1.03）

＝ 200,000 円（賃金スライド額）➡ 翌年度の指定管理料に追加支給可能

（２）賃金水準の変動率（下落率）が▲3.00%を超える場合

・賃金スライド額を翌年度（指定管理期間２年度目以降）の指定管理料から減額する（この場合は、県と指定管理者双方の協議を要さない）。

賃金スライド額 ＝ **増減額**（対象経費（初年度）× １＋変動率） － **変動影響控除額**（対象経費（初年度）× １－**3.00%**）

（例）対象経費 10,000,000 円、変動率が▲5.00%の場合

{10,000,000 円×（1−5.00%）} − {10,000,000 円×（1−3.00%）}

＝（10,000,000 円×0.95）−（10,000,000 円×0.97）

＝ ▲200,000 円（賃金スライド額）➡ 翌年度の指定管理料から減額

【算出例】

対象経費（基準額）：10,000,000 円

変 動 影 響 控 除 額：変動率が 3.00%を超える場合

➡10,300,000 円（対象経費（基準額）の 103.00%）

変動率が▲3.00%を下回る場合

➡9,700,000 円 （対象経費（基準額）の 97.00%）

変動率：１年目 2.00%、２年目 5.00%、３年目▲3.00%、４年目▲4.00%

（千円）

		指定管理 １年目	指定管理 ２年目	指定管理 ３年目	指定管理 ４年目	指定管理 ５年目
①	対象経費（基準額）※1	10,000,000				—
②	変動率※2	2.00%	5.00%	▲3.00%	▲4.00%	—
③	賃金スライド対象判定※3	対象外	対象	対象外	対象	—
④	対象経費の増減額 【①×②】	—	500,000	—	▲400,000	—
⑤	対象経費（増減反映後） 【①＋④】	—	10,500,000	—	9,600,000	—
⑥	（変動率＞3.00%のとき） 変動影響控除額	—	10,300,000	—	—	—
	（変動率＜-3.00%のとき） 変動影響控除額	—	—	—	9,700,000	—
⑦	賃金スライド額※4 【⑤－⑥】	—	200,000	—	▲100,000	—
⑧	翌年度の指定管理料 （人件費相当分）※5 【①＋⑦】	10,000,000	10,200,000	10,000,000	9,900,000	—

※１　消費税及び地方消費税を含まない

※２　少数点第３位を四捨五入

※３　変動率が、3.00%を超えるもしくは▲3.00%を下回る場合のみ対象

※４　千円未満切捨て

※５　⑧欄は、消費税及び地方消費税を含まない額。実際の指定管理料は、これに消費税及び地方消費税を乗じた額とする

Ⅱ　賃金スライド制度の運用

１　運用スケジュール

下表中の A、B 等の記号は、次ページ以降の説明中の記号と対応

<table>
<tr><th colspan="3">時期</th><th>県（◆施設所管課／◇県政改革課）</th><th>指定管理者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">次期指定管理期間の前年度</td><td colspan="2">募集時
（5～9 月頃）</td><td>◆指定管理料基準額を積算し、財政課に協議
◆募集要項等に、賃金スライド制度に関する事項を記載して公募　A</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">基本協定締結時</td><td colspan="2">◆基本協定に賃金スライド制度（対象経費額を含む）に関する事項を記載 B</td></tr>
<tr><td rowspan="8">指定管理期間中</td><td rowspan="5">1年目</td><td>4 月</td><td colspan="2">◆年度協定の締結</td></tr>
<tr><td>7月末</td><td>◇変動率の算出※・施設所管課に通知【別紙１】C</td><td></td></tr>
<tr><td>8 月</td><td>◆変動率をもとに対象施設の賃金スライド額を算出し、県政改革課に報告 D
◇全対象施設の賃金スライド額合計を把握（県政改革課から財政課に情報共有）E
◆指定管理者へ賃金スライド額等を通知 F
増額可能な場合：様式 1-1
減額の場合：様式 1-2
増減なしの場合：様式 1-3</td><td>G
[増額可能な場合]
翌年度の指定管理料の増額を希望する場合は、申請書（様式２）を提出

[減額の場合]
申請不要</td></tr>
<tr><td>10 月</td><td>◆賃金スライド額（増額の場合は、指定管理者の申請）を踏まえ、次年度の指定管理料予算要求 H</td><td></td></tr>
<tr><td>～3 月</td><td>予算の議決→指定管理料確定</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2年目以降</td><td>4 月</td><td colspan="2">◆年度協定の締結（賃金スライド額を反映）I</td></tr>
<tr><td>以降</td><td colspan="2">（１年目と同じ流れ）</td></tr>
</table>

※変動率は、この時点で公表されている賃金水準指標の直近値（前年度５月～当該年度４月の１年間の合計）を、基準値（公募実施年の前年度５月～公募実施年度４月の１年間の合計）と比較して算出

２　手続きの流れ

（１）指定管理期間の前年度

ア 募集時　A

- 募集要項等に、賃金スライド制度に関する事項を明記する。
- 賃金スライドの対象経費（県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分）を明示できるよう、指定管理料基準額に加えて、人件費等の内訳を記載することを原則とする。

※＜募集要項等への記載例＞

◆指定管理者と県の責任分担、リスク分担

項目	指定管理者	兵庫県
賃金水準の変動 (※)	○	※

※賃金水準の変動について

- 基準年（公募実施年度）の賃金水準に対する指定管理期間中の変動率を年次ごとに算出し、大幅な変動があった場合（賃金水準をはかる指標の変動率が、基準値と比較して±3.00%を超える場合）に、年度ごとの見直し額（賃金スライド額）を算出する。
- 賃金水準をはかる指標は、厚生労働省「毎月勤労統計調査（全国調査）」を用いる。
- 賃金スライド額は、対象経費（県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分）に賃金水準をはかる指標の変動率を乗じた額から、対象経費に±3.00%　（上昇時は＋3.00%、下落時は-3.00%）を乗じた金額を差し引いて算出した金額とする。
- 賃金水準の上昇率が 3.00%を超えた場合は、賃金スライド額を上限に、県と指定管理者双方の協議により、翌年度（指定管理期間２年度目以降）の指定管理料（人件費相当分）を増額できる。
- 賃金水準の下落率が 3.00%を超えた場合は、賃金スライド額を翌年度（指定管理期間２年度目以降）の指定管理料（人件費相当分）から減額する。
- 変動率の算出および各年度指定管理料への賃金スライド額の反映は、指定管理期間中の年次ごとに１回実施する（指定管理料の増減は２年度目以降に発生する可能性）

◆指定管理料基準額

指定管理料の金額は、次の各年度の基準額を上限とする範囲内で提案すること。内訳は参考として示すものであり、全ての区分ごとに記載額の範囲内におさめなくても構わない。

（県が基準額を定める際に、雇用形態を区分せずに人件費を積算している場合）

年度	基準額	内訳	
令和○年度	○○○○○千円	人件費	○○○○千円
		人件費以外	○○○○千円
		利用料金収入	○○○○千円

（県が基準額を定める際に、雇用形態を区分して人件費を積算している場合）

年度	基準額	内訳	
令和○年度	○○○○○千円	人件費（正規職員相当）	○○○○千円
		人件費（非正規職員相当）	○○○○千円
		人件費以外	○○○○千円
		利用料金収入	○○○○千円

イ 基本協定締結時 B

・ 県と指定管理者は、基本協定の締結に際し、施設所管課及び指定管理者において本手引きの内容を確認した上で、基本協定を締結する。

・ 賃金スライド算定の基礎となる対象経費（公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費）を基本協定に記載する。

＜基本協定の記載例＞

（賃金スライド制度）

第〇条　指定管理期間中の各年度において、賃金水準をはかる指標（厚生労働省「毎月勤労統計調査（全国調査）」）が、基準年（公募を実施した年度）と比較して±3.00%を超える変動があった場合は、次の各号により、次年度の指定管理料に反映させる。

一　賃金水準をはかる指標の変動率が＋3.00%を超える場合は、甲が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分（以下「対象経費」という。）に当該変動率を乗じて得た額から、対象経費に＋3.00%を乗じて得た額を控除した金額を上限として、乙による増額希望申請に基づき、甲乙の協議により、次年度の指定管理料を増額することができる。

二　賃金水準をはかる指標の変動率が、−3.00%を下回る場合は、対象経費に当該変動率を乗じた額から、対象経費に−3.00%を乗じて得た額を控除した金額を、次年度の指定管理料から減額するものとする。この場合、乙による申請及び甲乙双方の協議は要しない。

三　賃金スライド制度における対象経費は、〇〇〇円とする。（消費税および地方消費税の額を含まない。）

※雇用形態の区分がある場合は、「正規職員相当〇〇円、非正規雇用職員相当〇〇円」と記載

（責任及びリスク分担）

第〇条　本施設の管理等に関する甲と乙の責任及びリスク分担については、別紙〇「責任分担及びリスク分担」に定める通りとする

※別紙に、募集要項等の記載例と同様の内容を記載

（２）指定管理期間中

ア 当該年度

① 県政改革課が、賃金水準指標とする毎月勤労統計（厚生労働省）の公表を受け、変動率を算出し、【別紙１】により県・施設所管課に通知する。 C

② 施設所管課は、変動率をもとに対象施設の賃金スライド額を算出し、県政改革課に報告する。 D

	施設名	賃金スライド額【合計】(税込)	雇用区分	A 対象経費(円)(税抜)	B 変動率(%)	C 増減影響額(円)(税抜)	D 変動影響控除額(円)(税抜)	E 賃金スライド額(円)【小計】(税抜)
	施設名を記載	賃金スライド額・小計【E】×消費税率	–	当該施設の公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分	県政改革課が通知した数値	対象経費【A】×(1+変動率【B】)	対象経費【A】×(1±3.0%)	増減影響額【C】-変動影響控除額【D】
		(自動計算)		(所管課で入力)		(自動計算)	(自動計算)	(自動計算)
例)	XXX会館	275,000	正規職員相当	10,000,000	5.00	10,500,000	10,300,000	200,000
			非正規職員相当	5,000,000	4.00	5,200,000	5,150,000	50,000
			区分なし	0	2.50	0	0	0

③ 県政改革課が全施設の賃金スライド額を取りまとめ、財政課に情報共有する。 E

④ 施設所管課から指定管理者あてに下記のとおり通知する。 F

パターン	対応
増額可能な場合	次年度の指定管理料について、増額の協議が可能である旨を【様式 1－1】により通知
減額の場合	次年度の指定管理料について、減額する旨を【様式 1-2】により通知
増減なしの場合	賃金スライドが生じない（次年度の指定管理料の見直しを行わない）旨を【様式 1-3】により通知

⑤ （増額可能な場合） G

・指定管理者が次年度の指定管理料の増額を希望する場合は、【様式 2】を施設所管課に提出する

（減額の場合）

・指定管理者からの申請等は不要

⑥ 賃金スライドが生じる場合、施設所管課は、その金額を反映（増額または減額）して、次年度の指定管理料にかかる予算要求を実施する。 H

イ 次年度（指定管理期間２年目以降） I

① 予算の議決により確定した指定管理料（賃金スライド反映後）に基づき、指定管理者が事業計画書を提出し、当該年度の年度協定を締結する。

３ その他

（１）対象経費および賃金スライド額の取扱について

・ 対象経費は、県が公募時に指定管理料基準額を定める際に、指定管理者から直接雇用され、指定管理業務に従事する職員の人件費相当額を想定したものであるが、指定管理業務の実施にあたり指定管理者が実際に雇用し、支出する人件費との厳密な

整合性については、次の理由により求めない。

［理由］指定管理者制度においては、管理運営全般において指定管理者の自主性と創意工夫が重視されており、実際の人員配置や労働条件等は、指定管理者が適切な業務遂行や経営等の観点から、裁量により決定すべきものである（県が管理水準として規定した人員体制等の要件は必達）

・ 賃金スライド額（増額分）は、制度の趣旨を踏まえ、原則として人件費に充当することとするが、上記の理由に鑑み、指定管理者に対して、賃金スライド額を人件費に反映する計画及び実績の報告を求めることは実施しない（必要に応じて、施設所管課から指定管理者に対し、実態についてヒアリング等を実施する場合あり）

（２）指定管理業務の内容・管理面積等が変更になる場合

・ 指定管理期間中に、県側の事情や不可抗力（県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）により、指定管理業務の内容や管理面積等に変更が生じ、指定管理料の見直しを行う場合は、基準となる対象経費（人件費分）についても変更するものとする。

（３）収益性が高く、県が指定管理者から還付金を受領している施設について

① 変動率が 3.00%を超えるとき

当該年度の賃金スライド額分を、次年度の還付金額から減額することで、指定管理者の人件費負担増に対応する。

② 変動率が▲3.00%を下回るとき

当該年度の賃金スライド額分を、次年度の還付金額に加算することで、指定管理者の人件費負担減に応じた調整を行う。

Ⅲ　様式集

（別紙）

県改第　　号
令和　年　月　日

各指定管理者制度導入施設担当課長　様

財務部県政改革課長

令和（〇＋１）年度の指定管理料における賃金スライド額の算定に用いる賃金水準指標の変動率について（通知）

賃金スライド額の算定に用いる賃金水準指標の変動率について通知します。
「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」に基づき、貴課所管の対象施設における令和（〇＋１）年度の指定管理料の増減等について、下記の通りご対応ください。

記

１　変動率

指定管理期間（指定管理始期）	正規職員相当		非正規雇用職員相当		区分なし	
	変動率	賃金ｽﾗｲﾄﾞ	変動率	賃金ｽﾗｲﾄﾞ	変動率	賃金ｽﾗｲﾄﾞ
１年目（令和〇年度）						
２年目（令和〇-1 年度）						
３年目（令和〇-2 年度）						
４年目（令和〇-3 年度）						

※賃金スライドが生じる場合（変動率±3.00%超）は、上表「賃金スライド欄」に〇を表記
※指定管理期間が５年を超える施設は、基準額改訂年度を指定管理開始年度に置き換える

２　賃金スライド額の報告

上記の変動率及び各施設の対象経費（県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分）をもとに、賃金スライド額を算出し、別添の様式により県政改革課に報告してください。

３　指定管理者への通知

県政改革課において上記２による報告を確認後、改めてご連絡します。その連絡後、当該施設の指定管理者あてに、下記様式により通知してください。

パターン	対応
増額可能な場合	次年度の指定管理料について、増額の協議が可能である旨を【様式 1－1】により通知
減額の場合	次年度の指定管理料について、減額する旨を【様式 1-2】により通知
増減なしの場合	賃金スライドが生じない（次年度の指定管理料の見直しを行わない）旨を【様式 1-3】により通知

（様式１－１）※増額可能な場合

〇〇第　　号
令和　年　月　日

（指定管理者）様

兵庫県知事　〇〇　〇〇
（担当：〇〇課）

令和（〇＋１）年度の指定管理料に係る賃金スライド額について（通知）

賃金水準指標の変動率を踏まえ、令和（〇＋１）年度の指定管理料に係る賃金スライド額を下記の通り提示します。

「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」に基づき、令和（〇＋１）年度の指定管理料の増額（下記３の金額の範囲内）を希望する場合は、様式２により令和〇年〇月〇日までに回答をお願いします。

なお、最終的な指定管理料については、令和〇＋１年予算の議決後、予算の範囲内で決定します。

記

１　対象施設

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

２　賃金水準の変動率（公募年度の基準値に対する増減）

勤務形態	変動率（%）
正規職員相当	
臨時職員相当	
区分なし	

３　令和（〇＋１）年度の指定管理料の賃金スライド上限額

〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税および地方消費税の額含む。）

４　参考

（１）賃金スライド額の算出方法

賃金スライド額＝[｛対象経費*×（１＋変動率)｝－｛対象経費×（１+3.00%)｝]×消費税率

＊ 県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分

（２）これまでの賃金スライド額

令和〇年度：　　円
令和〇年度：　　円
令和〇年度：　　円
令和〇年度；　　円

（担当）〇〇〇〇部〇〇〇課 〇〇〇〇（担当者氏名）

（様式１－２）※減額の場合

〇〇第　　号
令和　年　月　日

（指定管理者）様

兵庫県知事　〇〇　〇〇
（担当：〇〇課）

令和（〇＋１）年度の指定管理料に係る賃金スライド額について（通知）

賃金水準指標の変動率を踏まえ、令和（〇＋１）年度の指定管理料に係る賃金スライド額を下記の通り提示します。

「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」に基づき、令和（〇＋１）年度の指定管理料は減額となります。

なお、最終的な指定管理料については、令和〇＋１年予算の議決後、予算の範囲内で決定します。

記

１　対象施設

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

２　賃金水準の変動率（公募年度の基準値に対する増減）

勤務形態	変動率（%）
正規職員相当	
臨時職員相当	
区分なし	

３　令和（〇＋１）年度の指定管理料の賃金スライド額

▲〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税および地方消費税の額含む。）

４　参考

（１）賃金スライド額の算出方法

賃金スライド額＝[｛対象経費*×（１＋変動率)｝－｛対象経費×（１-3.00%)｝]×消費税率

＊ 県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分

（２）これまでの賃金スライド額

令和〇年度：　　円
令和〇年度：　　円
令和〇年度：　　円
令和〇年度；　　円

（担当）〇〇〇〇部〇〇〇課 〇〇〇〇（担当者氏名）

（様式１－３）※増減なしの場合

〇〇第　　号
令和　年　月　日

（指定管理者）様

兵庫県知事　〇〇　〇〇
（担当：〇〇課）

令和（〇＋１）年度の指定管理料に係る賃金スライド額について（通知）

賃金水準指標の変動率について、下記の通りとなり、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」に基づき、令和（〇＋１）年度の指定管理料にかかる賃金スライドは生じませんので、通知します。

記

１　対象施設
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

２　賃金水準の変動率（公募年度の基準値に対する増減）

勤務形態	変動率（%）
正規職員相当	
臨時職員相当	
区分なし	

３　令和（〇＋１）年度の指定管理料の賃金スライド額
０　円
※「-3.00%≦変動率≦3.00%」ため、賃金スライドによる指定管理料の見直しは行わない。

４　参考
（１）これまでの賃金スライド額
令和〇年度：　　円
令和〇年度：　　円
令和〇年度：　　円
令和〇年度；　　円

（担当）〇〇〇〇部〇〇〇課 〇〇〇〇（担当者氏名）

（様式２）

令和　年　月　日

兵庫県知事　様

住　　所
団　体　名
代 表 者 名
電 話 番 号
電子メール

令和（○＋１）年度の指定管理料に係る賃金スライド額の申請について

令和（○＋１）年度の指定管理料について、下記のとおり賃金スライド額を申請いたします。

記

１　対象施設
○○○○○○○○○○○

２　令和（○＋１）年度の指定管理料の賃金スライド申請額
○○○○○○○○円（消費税および地方消費税の額含む。）